

2022年4月15日

令和4年度 札幌市文化芸術活動再開支援事業（公演・展示）の申請について

当施設をいつもご利用いただき誠にありがとうございます。この度、令和4年度の札幌市文化芸術活動再開支援事業（以下「支援事業」という。）の実施が決定しましたので、当施設をご利用にあたっては、ぜひ支援事業のご活用についてご検討をいただければと存じます。

つきましては、支援事業をご活用される場合は、当施設のホームページから各申請書類をダウンロードし、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設

かでるホール及び展示ホール

2 対象期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

3 支援金額

施設利用料金（設備料金を含む。）の半額が支援金として交付されます。

公演系イベント上限 50万円/日

展示系イベント上限 50万円/週

4 支援対象事業

対象は、文化芸術の振興を図る、不特定多数の観客を対象とした実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演又は絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示です。

申請前に対象事業に該当するか札幌市文化芸術活動再開支援事務局（以下「事務局」という。）にご確認ください。

5 支援事業のご利用にあたって

支援事業のご利用にあたっては、必ず事務局の専用ホームページに掲載の「申請の手引き」などをご確認ください。当施設への申請についてはFAX、メールまたは窓口にてご提出ください。

6 利用料金のお支払いと支援金の交付について

- ・施設利用料金はお申込みの際にお支払いください。（既にお支払い済みでも対象となります）
- ・設備利用料金は原則ご利用日にお支払いください。
- ・支援金は利用報告書を提出後、札幌市から直接主催者様に支払われます。

裏面に続く

7 申請手続きについて

(1) 支援金利用申請書

次の書類をご記入の上、ご利用日の1か月前までに当施設へご提出ください。

① 支援金利用申請書【様式5】

3年以内の活動実績がわかる書類

主催者が個人の場合は、代表者の身分証明書（写）

※代表者は当施設の利用承認書及び各申請書、報告書、支援金振込先の口座名義人、委任状の受任者と一致する必要があります。一致しない場合、支援金を受け取ることができません。

当施設から事務局へ申請を行い、結果についても当施設から主催者様へご連絡いたします。

※事務局へ申請する前に、利用設備料金算定のため打合せが必要となります。

利用内容が固まっていない場合、設備料金算定が難しい場合がございます。

交付決定後に対象経費が増額となった場合、増額の交付は認められないためご注意ください。

(2) 支援金利用報告書

次の書類をご記入の上、ご利用日から15日以内に当施設へご提出ください。

① 支援金利用報告書【様式10】

行事写真 1枚

会場レイアウト写真 1枚

コロナ感染拡大防止対策写真 2枚

支援金を活用した行事であることが確認できる写真 2枚

現金領収証書（写）（振込の場合は金融機関利用明細書等）

② 支援金受取口座の金融機関名等が確認できる資料（通帳の写し等）

※通帳の写しの場合、通帳表紙及び通帳表紙を1枚開いたページをご提出ください。

③ 委任状【様式13】

※委任状については原本が必要となるため、郵送または窓口にてご提出ください。

当施設から事務局へ報告し、結果についても当施設から主催者様へご連絡いたします。

8 新規事業のお知らせ

当支援事業の新規事業として練習・制作に関する施設利用料の50%を補助する支援が開始となります。なお、**登録、申請手続きは個人・団体様から直接事務局に行く必要があります**のでご注意ください。

【問い合わせ先】

○ 支援事業に関する問い合わせ

札幌市文化芸術活動再開支援事務局

TEL：011-788-6868

(受付 10:00~17:30) 土・日・祝休

Email：bunka-saikai-sapporo@iwaizumi.co.jp

HP：<http://bunka-saikai-sapporo.jp/>

○ 申請手続きに関する問い合わせ

北海道立道民活動センター管理事務局

TEL：011-204-5100

FAX：011-271-9827

Email：info@kaderu27.or.jp

HP：<http://homepage.kaderu27.or.jp/>